令和8年度　保育認定料金表

令和8年4月1日改定

◆◇保育所・認定こども園・地域型保育事業等の保育部門を利用する子どもの料金◇◆

各月初日の階層区分		世帯の課税状況等		保育料月額　（円）				給食費				多子判定
				2歳以下（4月1日時点）		3歳以上（4月1日時点）		2歳以下（4月1日時点）		3歳以上（4月1日時点）		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費	主食費	副食費	
第1		生活保護・里親世帯		0	0	0		0	0	有料(◆)	0	保育料・・・・年齢に関係なく判定　副食費・・・多子判定しない（全員無償）
第2	2-1	市民税非課税(★)		0	0	0						
	2-2	市民税非課税	1子	0	0	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
第3	3-1	市民税所得割額(★)48,600円未満	1子	6,000	6,000	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
	3-2	市民税所得割額48,600円未満	1子	13,000	12,800	0						
			2子	6,500	6,400	0						
			3子	0	0	0						
第4	4-1	市民税所得割額(★)48,600円以上77,101円未満	1子	6,000	6,000	0						
			2子	0	0	0						
			3子	0	0	0						
	4-2(A)	市民税所得割額48,600円以上57,700円未満	1子	20,000	19,600	0						
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
	4-2(B)	市民税所得割額57,700円以上97,000円未満	1子	20,000	19,600	0		0	0	有料(◆)	1子:有料(◆) 2子:有料(◆) 3子:0円	保育料・・・・小学6年生までで判定　副食費・・・就学前までで判定（●）
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
	4-3	市民税所得割額(★)77,101円以上97,000円未満	1子	20,000	19,600	0						
			2子	10,000	9,800	0						
			3子	0	0	0						
第5		市民税所得割額97,000円以上169,000円未満	1子	28,000	27,400	0						
			2子	14,000	13,700	0						
			3子	0	0	0						
第6		市民税所得割額169,000円以上301,000円未満	1子	38,000	37,100	0						
			2子	19,000	18,550	0						
			3子	0	0	0						
第7		市民税所得割額301,000円以上397,000円未満	1子	48,000	46,800	0						
			2子	24,000	23,400	0						
			3子	0	0	0						
第8		市民税所得割額397,000円以上	1子	52,000	50,400	0						
			2子	26,000	25,200	0						
			3子	0	0	0						

【表の見方】

①　階層区分は、R8年4月からR8年8月はR7年度の市民税所得割額、R8年9月から翌年3月はR8年度の市民税所得割額により判定します。

※R7年度市民税はR6年中(1月～12月)の所得、R8年度市民税はR7年中(1月～12月)の所得が関係します。

②　年齢は、4月1日時点の年齢で判定します。

③　表中の（★）は、ひとり親世帯（児童扶養手当の認定があることが条件です）及び在宅障がい者がいる世帯が該当します。

④　市民税所得割額を計算する際、調整控除及び税額調整額以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を適用する前の所得割額で判定します。

⑤　表中の（◆）は、主食費及び副食費が有料である場合、利用施設毎に料金が異なることを意味します。主食費及び副食費の金額を知られたい場合は、利用施設にお問い合わせください。

⑥　多子判定（1子、2子、3子の判定）のルールは、次のように階層区分に応じて異なります。なお、表中の（●）に関し、「就学前」とは「小学校に入る前」を意味します。

＜保育料算定時＞

・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、年齢に関係なく判定。

・第4-2(B)～第8階層の場合は、小学6年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。

※第3子以降は全て「3子」とします。

＜副食費算定時＞

・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、全員無償なので、多子判定しない。

・第4-2(B)～第8階層の場合は、就学前子どもの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。

※第3子以降は全て「3子」とします。